

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月13日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第13号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="152 507 327 544"><u>第2条 削除</u></p> <p data-bbox="152 699 1120 767">(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間) 第7条 略</p> <p data-bbox="188 847 1111 1031">(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</u> (2)・(3) 略</p>	<p data-bbox="1146 475 2105 659"><u>(職員の配偶者の行う子の養育の方法)</u> 第2条 <u>条例第3条第4号又は第10条第5号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づく育児休業及び育児短時間勤務並びに育児休業法以外の法律の規定に基づくこれらに類する方法とする。</u></p> <p data-bbox="1146 699 2105 842">(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間) 第7条 <u>条例第6条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</u></p> <p data-bbox="1182 847 2105 1031">(1) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</u> (2)・(3) 略</p>

第1号様式（第3条関係）

育児休業等計画書

年 月 日			
殿			
所 属 職・氏名 ㊟			
職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり申し上げます。			
なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			

- 注 1 該当する□には、✓印を記入すること。
- 2 育児休業等計画書は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 3 請求者の請求期間には、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式（第3条関係）

育児休業等計画書

年 月 日			
殿			
所 属 職・氏名 ㊟			
職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり申し上げます。			
なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 配偶者の養育計画			
配 偶 者 の 氏 名			
子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
5 備 考			

- 注 1 該当する□には、✓印を記入すること。
- 2 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 3 請求者の請求期間には、育児休業承認請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 4 子を養育するための方法には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間において配偶者が子を養育するための方法を記入すること。
- 5 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 6 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。